

第 3 号

6 月 1 5 日 (金)

平成24年第3回氷川町議会定例会会議録（第3号）

平成24年6月15日

午前10時15分開議

於 議 場

1. 議事日程（第3日目）

- 日程第 1 承認第 1号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第 2 承認第 2号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第 3 議案第29号 氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第30号 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第31号 熊本縣市町村総合事務組合理約の一部変更について
- 日程第 6 議案第32号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 日程第 7 議案第33号 竜北東小学校校舎耐震工事及び大規模改造工事請負契約の変更について
- 日程第 8 議案第34号 平成24年度氷川町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第 9 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第10 要請第 1号 TPP（環太平洋連携協定）についての関係国との協議に関する要請について（産業建設常任委員長報告）
- 日程第11 陳情第 2号 消費税率引上げに反対する意見書を求める陳情について（総務常任委員長報告）
- 日程第12 請願第 1号 尖閣諸島をはじめとする我が国の領土領海を守る処置を速やかに求める意見書提出を求める請願について
- 日程第13 請願第 2号 江寄悟議員の辞職勧告に関する請願について
- 日程第14 氷川町農業委員会委員の推薦について
- 日程第15 氷川町議会広報調査特別委員会委員の指名について
- 日程第16 議員派遣の件
- 日程第17 文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第18 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 追加日程第1 議員上田俊孝君に対する懲罰の動議
- 追加日程第2 議員上田俊孝君に対する懲罰の件

- 追加日程第3 発議第 1号 TPP（環太平洋経済連携協定）についての関係国との協議に関する意見書について
- 追加日程第4 発議第 2号 消費税率引上げ反対を国に求める意見書について
- 追加日程第5 発議第 3号 氷川町議会議員江寄悟君に対する議員辞職勧告決議案

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 三浦賢治	2番 田中照男
3番 江寄悟	5番 松田達之
6番 上田俊孝	7番 上田健一
10番 吉川義雄	11番 有田芳人
12番 片山裕治	13番 坂本悦男
14番 永田義昭	15番 笠原良一

4. 欠席議員はなし。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 陳野信次 書記 平山早苗

6. 説明のため出席した者の職氏名

町長 藤本一臣	教育長 廣瀬 亀
総務課長 河崎澄男	企画財政課長 平 逸郎
税務課長 今田辰彦	町民環境課長 中島 正
健康福祉課長 山下 剛	農業振興課長 稲田和也
農地整備課長 河野正利	建設下水道課長 森田寿也
総務振興課長 甲斐貴裕	商工観光課長 前田昭雄
会計管理者 坂本京子	学校教育課長 西尾正剛
生涯学習課長 木本栄一	農業委員会事務局長 梅田光義
代表監査委員 遠山正敬	

開議 午前10時15分

-----○-----

○議長（笠原良一君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 承認第1号 専決処分の報告及び承認について

○議長（笠原良一君） 日程第1、承認第1号、専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 承認第1号、氷川町税条例の一部改正ですが2号も含めて、承認第2号も含めて議案審査のときに、本町でこの条例の対象者になる人はどれくらいおられますかということをお願いしましたが、その時点では調べていませんあとで報告ということでした。ちょっとその後報告ありませんでしたのでここで改めて聞かせていただきたいと思います。

内容的には私は問題ないというように思います。またそれに対象する人が実際はどれだけいるのかということを知りたいのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（笠原良一君） 税務課長。

○税務課長（今田辰彦君） ただいまの吉川議員の質問にお答えいたします。

まず、条例の第36条の2、これは町民税の申告関係でございますが、年金所得者の申告手続の簡素化の観点から、町民税の申告関係条文より「、寡婦（寡夫）控除額」文言を削除するものでございますが、電算システム上、対象者を把握することができないため、どの程度の方がおられるか不明でございます。

次に、附則第10条の2、これは地域決定型地方税制特例措置、通称「わがまち特例」と呼ばれるものでございますが、下水道の除外施設の設置に係る固定資産税の軽減該当事業場数でございますが、これについては氷川町では該当はありません。

次に、附則第15条、特別土地保有税の特例改正でございますが、条文の見直し及び評価替え関係でございますが、特別土地保有税の該当は氷川町ではございません。

次に、附則第21条の2、これは特定移行一般社団法人等の非課税規定でございますが、特定移行一般社団法人等が、事業の用に供する固定資産については非課税になる規定であります。氷川町では該当はありません。

次に、附則第22条の2、これは東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例でございますが、譲渡期限が3年から7年に延長されまし

たが、税務課で把握しているところでは該当はありません。

最後に、附則第23条、これは東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例でございますが、これにつきましても、氷川町では申告を受けた分では該当がありません。以上です。

○議長（笠原良一君） いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、承認第1号、専決処分の報告及び承認については、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第2 承認第2号 専決処分の報告及び承認について

○議長（笠原良一君） 日程第2、承認第2号、専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これから承認第2号を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、承認第2号、専決処分の報告及び承認については、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第3 議案第29号 氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（笠原良一君） 日程第3、議案第29号、氷川町一般職の職員の給与に関する

条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。江崎議員。

○3番（江崎 悟君） 先日の説明のときにお伺いしたんですけれども、定率制を定額制にするということで、他町村の動向に合わせるという表現ありましたが、他町村の動向がどうであるのかというのが1点です。

それから、この定率制から定額制にするというときの説明で、若い課長さんたちと古手の課長さんたち同じ課長なのだという表現があったんですが、若い課長さんたちは、先輩課長にいろいろ意見を聞きながら、指導を受けながらやる、それだけの先輩課長さんたちの能力を認めてやる、認めてやらなければならないと思うわけなんですけれども、今回定額制にすることによって、その管理職手当が増えるのか減るのか。幾ら増えるのか減るのかというのを第2点目。それからその定率制を定額制にすることによって、何人の課長さんたちが金額が少なくなって何人の課長さんたちが多くなるのか。上がるのか、下がるのか、そこら辺を3点お聞かせ願いたいと思います。

○議長（笠原良一君） 総務課長。

○総務課長（河崎澄男君） ご質問の第1点目でございます。他町村の動向でございます。

平成23年4月1日の調べでございますが、県内45市町村中12団体が定率制でございました。このうち1団体が氷川町でございます。したがって、氷川町を除いた11団体が定率制を採用しております。

それから、二つ目の質問でございます。管理職手当に係る手当の試算といたしまして、対象者は全課長でございますけれどもこれは15名でございます。そのうち、まず全金額でございますが、平成23年度に比べまして5万2,317円の増となります。これは1名課長が増えたことによるものでございます。定率制から定額制に変える場合に、ほかの課長につきましては、減ります課長が4名でございます。金額的には一番減ります課長では、419円が平成23年度に比べまして減額するところでございます。全体的にはただいま申し上げましたように、平成23年度に比べまして5万2,317円の増ということになります。

それからもう1点でございますが、先ほど言われましたように、確かに私、議案審議のときに、若手の課長それからベテランの課長というような言い方をいたしました。少し言葉足らずだったかと思えます。あくまでも管理職手当の定額化につきましても、管理職手当の定率制の場合には、同じ職務でも俸給の号級が異なれば、支給額が異なるという不合理が存在しているわけでございます。

例えばですけれども、総務課長のポストにおいて、職務は同じでも、ベテラン課長

が就いたときと若手課長が就いたときで手当に差がつくということになります。管理職手当が職務に対応して支給されるという性質のものであることを考えますと、不合理であり、先ほど申し上げましたように、ほかの市町村の動向を踏まえて今回改正を行うというものでございます。以上です。

○議長（笠原良一君） いいですか。はい。

○3番（江崎 悟君） 八代市と宇城市を調べとってくださいって言ってたんですけど。

○議長（笠原良一君） 総務課長。

○総務課長（河崎澄男君） 八代市は半分半分でございます。定率制をしている部分と、それから定額制をしいていらっしゃる部分がございます。一般職の方におきましては、定率制となっております。定額制の方はですね、病院とかそういったところでの管理職となっております。

それから宇城市につきましては、定額制であります。

○議長（笠原良一君） いいですか。はい。

○3番（江崎 悟君） 今のでいきますと、定率から定額にすると5万2,000円増える。23年度に対して増えるというよりも、24年度定率制をしいたときの管理職手当と定額制に移行したときに、どういうふうになるんでしょうかというのを聞いたかったんですよ、23年度比じゃなくて。今回のこの条例改正に伴って、変えたらどうなるんでしょうか。増えるんでしょうかというのを聞いたかったんですけど、今の回答ではなかった。そこをちょっとお願いしたいというのと。もう一つ、15人が対象者で、定額制にすると減る人は4人、増える人が11人という説明だったということでよろしいんですかね。

○議長（笠原良一君） 総務課長。

○総務課長（河崎澄男君） 金額の増加については、まず変わりません。全体的なこの管理職手当につきましては。と申し上げますのが、計算の基礎でございますが、一応この前申し上げましたように6級、5級が課長職になります。5級につきましては、一種と二種に分けております。それから6級につきましても一種と二種に分けております。内容的にはこの前、説明いたしましたとおりです。

6級の例えば一種を定額に決める場合に、どういう計算の仕方をいたしますかといいますと、6級にある職のこれは2名でございますが、2名分を給料月額を足しまして、そして、それを2で割りまして率を掛けたところでございます。そういった計算の方法をとっております。

したがいまして、全体的には増えないということになるかと思えます。

○議長（笠原良一君） はい。

○3番（江崎 悟君） わかりました。ということは、毎年この管理職手当というの

は、課長さんたちの計算によって毎年額は変わっていくという規則ができ上がると
いうことになりますね。

○議長（笠原良一君） もう3回目です。

○3番（江崎 悟君） 今が3回目です。

○議長（笠原良一君） 総務課長。

○総務課長（河崎澄男君） 毎年ということではなくて、今回は定額制の額の確定とい
うことで考えております。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。

○3番（江崎 悟君） 休憩をお願いします。今の説明ではちょっと違うんです。ちょ
っと議長、休憩をお願いします。

○議長（笠原良一君） はい。休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時30分

再開 午前10時33分

-----○-----

○議長（笠原良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（笠原良一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、議案第29号は、原案のとおり可
決されました。

-----○-----

日程第4 議案第30号 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条 例について

○議長（笠原良一君） 日程第4、議案第30号、氷川町報酬及び費用弁償に関する条
例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（笠原良一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第31号 熊本県市町村総合事務組合理約の一部変更について

○議長（笠原良一君） 日程第5、議案第31号、熊本県市町村総合事務組合理約の一部変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第32号 熊本県後期高齢者医療広域連合理約の一部変更について

○議長（笠原良一君） 日程第6、議案第32号、熊本県後期高齢者医療広域連合理約の一部変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(笠原良一君) 起立全員です。したがって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第33号 竜北東小学校校舎耐震工事及び大規模改造工事請負契約の変更について

- 議長(笠原良一君) 日程第7、議案第33号、竜北東小学校校舎耐震工事及び大規模改造工事請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

- 議長(笠原良一君) ありませんね。質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

- 議長(笠原良一君) 討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(笠原良一君) 起立全員です。したがって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

[「議長、懲罰動議のための休憩をお願いします」「賛成」と声あり]

- 議長(笠原良一君) 休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午前10時37分

再開 午前11時29分

-----○-----

- 議長(笠原良一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま江寄議員外5人から、地方自治法第135条第2項の規定によって、議員上田俊孝君に対する懲罰の動議が提出されました。この動議を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることについて採決します。この採決は起立によって行います。この動議を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（笠原良一君） 起立多数です。したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第1 議員上田俊孝君に対する懲罰の動議

○議長（笠原良一君） 追加日程第1、議員上田俊孝君に対する懲罰の動議を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、上田俊孝議員の退場を求めます。

（上田俊孝議員 退場）

○議長（笠原良一君） 提出者の説明を求めます。江寄議員。

○3番（江寄 悟君） 議員上田俊孝君に対する懲罰動議についてご説明いたします。

私、氷川町議会議員江寄悟が提出し、田中照男議員、松田達之議員、有田芳人議員、吉川義雄議員、片山裕治議員の賛成を得て提出することにしました。

次の理由により、議員上田俊孝君に懲罰を科されたいので、地方自治法第135条第2項及び会議規則第110条第1項の規定により、動議を提出します。

提出理由ですけれども、6月13日の一般質問冒頭において上田俊孝君は、「訴訟問題に発展しないことを祈ります」という、特定の人を指して、あたかも罪状があるごとき発言をし、明らかに懲罰の事由に値するので、提出をいたします。以上です。

○議長（笠原良一君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） ありませんね。これで質疑を終わります。

お諮りします。懲罰の決定については、会議規則第111条の規定によって、委員会の付託を省略することができないことになっております。したがって、本件については、委員会条例第7条第2項の規定に基づき、7人の委員で構成する懲罰委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 異議なしと認めます。したがって、本件については、7人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました懲罰特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名いたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（笠原良一君） 異議なしと認めます。したがって、懲罰特別委員会の委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

懲罰特別委員会を開催するため、休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前 11時34分

再開 午後 1時38分

-----○-----

○議長（笠原良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

追加日程第2 議員上田俊孝君に対する懲罰の件

○議長（笠原良一君） 追加日程第2、議員上田俊孝君に対する懲罰の件を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。懲罰特別委員長。

○懲罰特別委員長（吉川義雄君） 懲罰特別委員会委員長に私、吉川義雄、副委員長に三浦賢治議員を選出し、付託されました案件について審議をいたしました。その結果について、報告いたします。

委員会審査報告書。本委員会に付託された「議員上田俊孝君に対する懲罰の件」について、審査の結果、次のとおり決定したので、氷川町議会会議規則第77条の規定により、別紙陳謝文案を添え報告いたします。

- 1 懲罰事犯の有無。懲罰を科すべきものと認める。
- 2 懲罰処分の種類及び内容。地方自治法第135条第1項第2号による陳謝。
- 3 理由。別紙陳謝文案。裏のほうに案文を添えています。

陳謝文（案）

私は、6月23日の会議における一般質問の発言中、不穏当な言辞を用い、議会の品位を保持し、秩序を守るべき議員の職責に顧みて、誠に申し訳ありません。

ここに深く反省し、誠意を披瀝して陳謝します。平成24年6月15日。

以上が陳謝文であります。

委員会は、全員が発言し、慎重に審議し、全会一致で決定したことをご報告申し上げます。

○議長（笠原良一君） はい。

○3番（江崎 悟君） 議長、今、委員長報告の中に陳謝文のところで、「6月13日」というのを「23日」というふうの間違って発言されましたので、委員長の訂正をお願いしたいと思います。

- 議長（笠原良一君） そしたら訂正いたします。
- 懲罰特別委員長（吉川義雄君） 文案のとおり、「6月13日」です。間違っ
て発言したようです。申しわけありません。案文どおり「6月13日」に訂正をお願い
いたします。
- 議長（笠原良一君） これから討論を行います。討論はありませんか。
[「討論なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議員上田俊孝君に対する懲罰の件を採決します。
この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は、委員会起草に
より上田俊孝議員に陳謝の懲罰を科すことです。
本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(賛成者起立)
- 議長（笠原良一君） 起立多数です。したがって、上田俊孝議員に陳謝の懲罰を科す
ことは可決されました。
上田俊孝議員の入場を求めます。
(上田俊孝議員 入場)
- 議長（笠原良一君） ただいまの議決に基づいて、これから上田俊孝議員に懲罰の宣
告を行います。
上田俊孝議員に陳謝の懲罰を科します。これから上田俊孝議員に陳謝をさせま
す。
上田俊孝議員、陳謝文の朗読を命じます。
- 6番（上田俊孝君） 陳謝文。私は、6月13日の会議における一般質問の中の発言
中、不穏当な言辞を用い、議会の品位を保持し秩序を守るべき議員の職責に顧み
て、誠に申し訳ありません。ここに深く反省し、誠意を披瀝して陳謝いたします。
平成24年6月15日、氷川町議会議員上田俊孝。

-----○-----

日程第8 議案第34号 平成24年度氷川町一般会計補正予算（第1号）について

- 議長（笠原良一君） 日程第8、議案第34号、平成24年度氷川町一般会計補正予
算（第1号）についてを議題とします。企画財政課長。
- 企画財政課長（平 逸郎君） 平成24年度氷川町一般会計補正予算（第1号）につ
いて、訂正をお願いいたします。
19ページをお開きください。19ページ、議案審査時にご意見がございました
給与費明細書のその他の職員数に誤りがございました。本来、実人員を記載すべき
ものを、延べ人員を記載して38名としておりましたが、振興計画策定審議会委員

18名、人・農地プラン検討委員会委員12名で、合計30名となります。訂正箇所は、左側の上から2段目、補正後のその他の欄の職員数1,170を1,162に、その下の計の欄の職員数1,184を1,176に、一番下の比較の欄のその他の職員数38を30に、その下の計の欄の職員数38を30に訂正をお願いいたします。誠に申しわけございませんでした。

○議長（笠原良一君） これから質疑を行います。質疑の回数は項目ごとに3回までとします。全ページで行います。ページと項目を指定してください。

質疑ありませんか。江寄議員。

○3番（江寄 悟君） 10ページの歳出、企画費の15、工事請負費、健康器具設置工事の工事請負費600万円を今回町長のほうで計上されております。健康器具につきましては、藤本町長時代ではない前町長時代に2基購入されて、これで監査のほうも監査報告の中で、2基購入したことについては問題ないという報告を受けました。

ところが、この健康器具を2基買ったのは、竜北公園に設置しますということで、前期のというのですか、今半分ぐらいはまだ残っておられますけども、竜北公園に設置するという前提で議決がなされております。私たちはそれを受けてこの健康器具についていろいろ議論をしてきましたけれども、本来、議決を受けたのは竜北公園で受けている健康遊具ですので、私は今設置されてる健康遊具の予備としてそこに設置していけば、前の議決された分と何ら問題ないのかなと。今回違うところに設置するということになると、前の議決と、議決された、先輩議員さんたちが議決されたのと違うところに、目的外使用になるんじゃないかと私は思うんです。

それで、この設置そのものについては、ふれあい公園ですか、こちらにはやめて、予備として、10年ぐらいすると大体健康遊具耐用年数くるんじゃないかと思うんですけれども、もう一部は動かないのもあります。そういう予備としてとっておられるというふうなことがいいのかなあとと思いますので、この工事請負費については、再度議会と協議するというので、とりあえず執行は待ちましょうという考えはないでしょうか。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 今、江寄議員より健康器具の取扱い、考え方につきまして、議員の皆様方の考えということで今、お述べになったんだろうとっております。竜北公園健康器具につきましては、裁判からいろんな紆余曲折を経て、今現在設置されております部分が、補助対象の健康器具として既に設置をされております。途中が裁判がございましたので、どこの物とも言えない中でですね、時期が過ぎて、裁判では決着をし、相手さんも引き取らないということで、私どももお金を払って氷

川町の所有といたしました。そのことにつきましてはいわゆる監査請求をいただきまして、そういった本当に町に必要なのかという監査も受けまして、そういったものは適切だったんだという結果を受けました。

それを踏まえまして、今議員おっしゃいましたような、保管として10年とっておくという考え方も一つの考え方でありましょう。町といたしましては、町の所有物でございます。町の所有になったものをなるべく早く町民の皆様方にご利用いただいた方がよかろうという考えもございまして、それも、しかもやはり福祉センター近くですね、ふれあい公園、福祉センターも今後とも福祉、あるいは、そういった医療の拠点として、今後も宮原地区のそういった福祉センターとしての、使っていくということで方針が決まっておりますので、その近くでそういった使い方をしていた方がよかろう、一番いいんじゃないかということでですね、今回予算に計上させていただいたところであります。

そういった議論がもしあるとするならば、執行をどういった形でやるのかということにつきましてですね、皆さん方と協議することはやぶさかではございません。

○議長（笠原良一君） 江寄議員。

○3番（江寄 悟君） 今の町長の話からいくと、再度議会に協議をしていただいて、議会のほうでもんだあと、議会の了解がとれれば執行するという形でもいいということでしょうか。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） そういふことでございます。予算は予算としてお認めいただいた上で、その執行について皆様方としっかりと協議をし、その執行を行っていくということで結構でございます。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 18ページに需用費、修繕費が計上されました。日露戦争の戦勝記念碑の修理ということで、古くから知っておられる議員さんからは、元の所という話が出されたんですが、古墳の真上にあった品物で、本来そこに置くべきじゃないということで移設されたという話を聞いています。

そこまで聞いたら、私も小さいときに来たときに、確か上の方にあったなあというのをですね、記憶したわけですが、今回修理されますが、私たちちょっと現場を見に行くことができませんでしたが、町のものなのかどうか、今後町としてきちっと管理をずっとやっていかれるのかどうか。修繕をするわけですので、やはり、きちっと後々管理されるのかなあとと思いますが、その点どうなんでしょうか。誰が担当かな。

○議長（笠原良一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（木本栄一君） 野津古墳にあります日露戦争戦勝記念碑でございます。戦争に勝った記念碑でございます。今議員さんお尋ねのとおり、端ノ城古墳の頂上部分にございました。ただそこを発掘調査する上で、そして、その後国の指定の文化財にする上で、移転する必要がございます、現在の所に移転しております。その移転するときの工事について、移転したことによってですね、平成6年ぐらいだったと思います。20年まではなりません、その後石垣が壊れてきて危険な状態になってるので、補修するということで予算を上げております。子どもたちも遊びにくる所でございますので、危険なものについてはですね、補修を今後ともしていく必要はあるかと思っております。以上でございます。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 審議の中でかなり、元の所がいいんだとかいろんな意見がかなり出されています。それで、現在のところどれくらいの修理かというのも正直言っているんですが、やはりきちんと、何と言いますかわかるようにしてくれと、そういうことがあっての意見だったのかなと審議しながら思いました。

内容はともかくとして、今の話でいくと、危険な状態だからということで修繕も出された。今後町がきちっとここを管理をしていくということならば、その付近も、地元の人たちの意見もよく聞いて管理をしていただきたいというふうに思います。

○議長（笠原良一君） いいですか。ほかにありませんか。松田議員。

○5番（松田達之君） 今、吉川議員からありましたように、町長あれは本当にですね、今、記念碑というわしどんが子どものときですね、あそこに大分遊びに行きよったわけです。その後、今の話のようにですね、発掘の調査に入られました。ですね、えらい耳飾りちゅうやっぱり、あれは何年前、もう大分前の年にすんなら前のあつです。それが今の福岡の大宰府に展示してあるわけです。その耳飾りが、発掘された。それでやっぱり戦勝塔ていう、戦争に勝った慰霊塔です。それが今ですね、引っ込んだところに建つとるわけです。移転されとるわけです。だからやっぱり朝日・夕日の当たるところにですね、今度修理されるなら元に近くにですね、ちょっとの高台あたり移転されればと思うです。その点を町長。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 戦勝記念碑ということでございます。そのことを先ほどの吉川議員の質問にも関連しますけども、いわゆる政教分離の部分で、町が今後とも管理をすべきなのかという部分も含めてのお尋ねだったのかとなという思いがいたしますが、これは歴史的な背景がございますので、今更私どもがいろいろ言うことでは

ございません。古墳の一番上にですね、墳墓に当たるその上に建てられた経緯があった。

平成6年、あそこの試掘を行ったときに、そこはちょうど墳墓の真上なものですから、のかさなくてはならないということで、今の場所に町が責任を持ってなおしてこれまで管理をしてきた経緯がございます。

したがって、先ほど課長が申しあげましたのは、そのことは、やはり町が責任を持って今後も管理をしていかなければならないという考え方で、今度修理費を上げたところでございます。

また、その場所をですね、別の場所に移転するということになりますと、たぶんあそこは国指定の文化財で、敷地全体が国指定になっておりますので、その点はまた担当課長の方から答えさせますけども、むやみに場所を移動することはなかなか難しいのかなと。あそこに建てられたときも、それぞれその時代に精いっぱい考えられて、ここが一番適当だろうと。やっぱり道にちょうど面しております。したがって、お参りに来られる方々も、お参りといいますか来られた方々も、あそこが一番使い勝手がいいんじゃないかというところですね、いわゆる階段まで付けて上られるような形で作られているというふうに思っておりますので、場所を移動できるかどうかということにつきましては、お答えしますけども、今の場所でまだしばらく保存をするということで考えていきたいというふうに思っておりますが。

○議長（笠原良一君） 松田議員。

○5番（松田達之君） 課長、その点をですね、県の方を調べてよろしくお願ひしたいと思ひます。これはですね、やっぱり町長、ここはですね、やっぱり元の位置近くにですね、高台あたり調査していっちょ移転よろしくお願ひします。これで終わります。

○議長（笠原良一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（木本栄一君） 今、町の学芸員に話をしてそのへん確認したところによりますと、もう国指定になってるので難しいという話は聞きました。今、お尋ねでございませぬので、再度県のほうの県の文化課の方にお尋ねはしてみたいと思っております。

○議長（笠原良一君） いいですか。ほかにありませんか。江寄議員。

○3番（江寄 悟君） 15ページの道路新設改良費、委託料です。これについては議案説明のときにも担当課長のほうにお伺ひしたわけですが、今回これはインターチェンジの関連道路になりますけれども、予備調査をしたところ縄文土器が出て、本調査をしなければならなくなりました。全体の路線の中で、ほかにまだそ

ういう場所はあるんですか、予備調査はほかの所も全部終わったんですかというお話を聞いたら、まだ予備調査も終わっていないということで、もしかしたらもう1ヶ所そういうところが、本調査をしなければいけないところが出るかもしれないというお答えがあったわけです。

今回、この文化財調査については1,800万円計上されました。補助事業であります。この財源内訳に起債がないというのは、文化財調査には起債の対象にならないのかというのが一つ、それから、この前回出た文化財調査費はおおむね5,000万円でしたけれども、今回1,800万円で済むのかどうか。あとから追加は出ないのか。当面1,800万円の予算があるからやるのか。この調査はもっと膨らむ、金額的に膨らむかというのがもう一つ2番目です。

3番目に、もう一つ出る可能性があるというところの予備調査というのは、いつやられるのか。基本的には路線全体の予備調査を全部やって、その結果としてこういう本調査の委託料が出るかと思ったんですけれども、元旦ビューティーの所は元々からあるというのはわかってたということでしたので、その分はすぐ出たと思います。今回の分については、路線全体の予備調査をして、そこが本調査になる。そうじゃないですよと、そこの予備調査したら本調査をしなければいけない。ほかの所はまだやってませんよという話なんで、予備調査というのはいつごろされるのか。全体をなぜされなかったのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（笠原良一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（平 逸郎君） まず、文化財調査の起債の関係なんですけど、交付金は当然付きます。これは65%なんですけど。合併特例債等につきましては、ソフト事業のほうには付かないということで、今回起債のほうを計上しておりません。

それと2点目の委託料について、膨らむ可能性があるのじゃないかということなんですけど、正確な試算をしましたところ、設計の段階では、この1,807万円という金額で収まると。180平米ほどございますので、平米当たり10万円ぐらいかかるということでございます。

3番目の予備調査等の関係なんですけど、実は、県のほうの立会いのもとですね、予備調査、試掘調査のほうをですね、ポイントを示してございました。地権者さん方のご了解をいただきながらですね、随時その調査を行ってきておまして、あと1ヶ所ですね、地権者さんのご了解がいただけず、予備調査ができない箇所が1ヶ所ございます。そのほかにつきましては、今までに合計3ヶ所の予備調査が終わって、そのうち1ヶ所が今回縄文式土器が出土しまして、今回の調査ということになっております。地権者さんのご了解がいただけたら、直ちに試掘に入って、その結果次第ということに本調査になるかというふうに思っております。以上でござ

います。

○議長（笠原良一君） いいですか。ほかにありませんか。ありませんね。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（笠原良一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。はい。

○3番（江崎 悟君） 今回の一般会計補正予算についてですが、先ほど、健康器具については、町長のほうから、議会との再度協議のあと執行についてはするということでしたので、その分についてはそういう形でいただきたいと思います。

私は、インターチェンジ関連で、本来全体事業として、この文化財調査委託料は町民のほうに示されていない。まだもう1ヶ所残っている。やはりこういう予算を計上する前に、その内容について、私はもっとインターチェンジの情報を公開すべきだと思います。議会があるたびにインターチェンジ予算が膨らんでいく。なし崩し的にインターチェンジが進められていくということに対して、非常に私はこの予算の組み方としては問題があるんじゃないかということで、反対いたします。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。永田議員。

○14番（永田義昭君） 私は賛成の立場で討論いたします。

今、インターチェンジの件で反対討論ございましたけれども、承認もできないような問題ではないと私は思います。それよりもこの事業に、今回の予算では、住民の生活やサービスに関する事業も多く含まれております。

例えば、農林水産費の農業振興費では、農家の所得向上につながる補助事業なども多くあり、農家の努力に対する、気持ちに対するためにも私は賛成いたします。

○議長（笠原良一君） ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（笠原良一君） これで討論を終わります。

これから議案第34号、平成24年度氷川町一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立多数です。したがって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（笠原良一君） 日程第9、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（笠原良一君） ありませんね。質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（笠原良一君） ありませんね。討論なしと認めます。

これから諮問第1号を採決します。

本件は、適任者として推薦することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、諮問第1号は、適任者として推薦することに決定しました。

-----○-----

日程第10 要請第1号 TPP（環太平洋連携協定）についての関係国との協議に関する要請

○議長（笠原良一君） 日程第10、要請第1号、TPP（環太平洋連携協定）についての関係国との協議に関する要請についてを議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（松田達之君） 産業建設常任委員会報告書。産業建設常任委員会に付託されました要請第1号、TPP（環太平洋連携協定）について、関係国との協議に関する要請について、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本件は、農業を基幹産業とする本町にとって壊滅的な打撃を受けるといわれる重要な問題であり、国民の合意を得ることなく交渉参加入り表明を行うことは、断じて認めることができないことであり、全会一致で採択することを決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、よろしく賛同賜りますようお願い申し上げます。産業建設常任委員長の報告を終わります。

○議長（笠原良一君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（笠原良一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 賛成討論ですがいいでしょうか。

要請第1号、TPP（環太平洋連携協定）についてであります。TPPについて関係諸国との協議に関する要請について、委員長報告は採択ということでありま

す。私は委員長報告に賛成の立場で討論をいたしたいと思います。

陳情書は、政府に対し十分な情報開示と公正な国民的議論の展開などを求めています。政府は事前協議を行っていますが、その内容は国民にまったく知らされていません。しかし、事前協議の内容がもれ伝わってきています。野田政権は米など重要品目は交渉で除外できると説明をしてきました。しかし、事前協議では、すべての国から関税ゼロは例外なしと念を押されています。アメリカに全品目を交渉のテーブルに乗せると約束までしています。そのうえ、アメリカからは、日本がアメリカの食品の輸出を規制している、BSE対策のための米国産牛肉の輸入規制は緩和するように、防カビ剤の表示義務をなくせとこういった要求がされていると報道されています。また、営利会社の医療への参入、日本の薬価決定に対して、アメリカ企業の意見を反映させるよう求めています。アメリカは、医療はお金がかかるものとなっています。お金がないと医療が受けられないのがアメリカ型の医療制度であります。これを日本に押し付けようとしているわけであります。

こうした法外な要求には、はっきり「ノー」と返事をしたのかと政府は追及されても、それはアメリカが考えること、日本がどうこういうのは差し控えたいという態度であります。アメリカ企業の儲けのために日本市場を開放させる、これがTPPの本質であります。

事前協議では、協議内容は公表しないというふうに決まっています。だから情報が表に出てこないわけであります。要請書にあるように、決まってしまうから公表ではどうしようもありません。今、全国の農業関係者、医療関係者、自治体の首長が、TPP参加反対の声を上げています。あの北海道では、経済団体、農協、消費者、医師会、また知事、政党でつくるオール北海道というのがTPP反対の決意を表明し、報道されたところでもあります。こうしたオール沖縄、オール福島など、次々に反対の声が上がっています。

このTPPで氷川町の農業も大打撃を受けます。私が以前質問したときに、平成20年度で概算して、氷川町の農産物で16億円の減収が見込まれる、こういう答弁がありました。私は、TPP交渉には参加せず、直ちに交渉から離脱をするべきだと考えます。また、日本の農業、そして氷川の農業を守るためにも、私たちの暮らしを守るためにも、TPP参加断固反対を表明して、私の賛成討論といたします。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） これで討論を終わります。これから要請第1号を採決します。

この要請に対する委員長報告は採択です。この要請は、委員長報告のとおり決定

することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(笠原良一君) 起立多数です。したがって、要請第1号は、採択することに決定しました。

-----○-----

日程第11 陳情第2号 消費税率引上げに反対する意見書を求める陳情

- 議長(笠原良一君) 日程第11、陳情第2号、消費税率引上げに反対する意見書を求める陳情についてを議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

- 総務常任委員長(上田健一君) 総務常任委員会の報告。総務常任委員会に付託されました陳情第2号、消費税率引上げに反対する意見書を求める陳情について、委員会における審査の経過並び結果についてご報告申し上げます。

本件は、国、地方の財政状況を考えると、引上げをしなければならない状況にあることは理解できるものの、税率引上げにより購買力が低下し、経済の衰退を招き、また、低所得者の負担増による生活の困窮をもたらすことが懸念され、賛成多数で採択することに決定しました。議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げまして、総務常任委員長の報告を終わります。

- 議長(笠原良一君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

- 議長(笠原良一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。田中議員。

- 2番(田中照男君) 消費税率引上げ反対を国に求める意見書に、反対の立場で討論いたします。

まず、この意見書は、今、国会で議論されている消費税率引上げ問題の気運を全く理解していない内容であります。国会では、今の社会保障制度を維持していくためには、何らかの新たな財源が必要であり、そのために消費税の税率が議論されているわけであり、やみくもに消費税だけを上げたいということではないのであります。つまり社会保障と税の一体改革であります。

現在の社会保障制度の基本的な枠組みがつくられた1960年代から現在を比較すると、社会が大きく変化していることは議員の皆様もよくご存じのことと思います。高齢化率は当時の3倍、高齢者の世帯数は約9倍、そして、我が国の平均寿命は、男性80歳、女性86歳に達し、世界トップレベルで大変喜ばしいことですが、このままの状態が続けば、現在の年金・医療・介護のサービス水準を維持する

だけでも、税金が毎年1兆円ずつ増えていく計算になります。また、子育て支援を含め更に制度を充実させていくには、2.7兆円の財源確保が必要であります。

また、1965年には、65歳以上のお年寄り1人を現役世代の9.1人で支えていましたが、2011年は、65歳以上のお年寄り1人を現役世代の2.5人が支えることになり、現役世代に大きな負担を強いる厳しい時代であります。その他にも多くの問題を抱えている社会保障制度ですが、社会経済状況が大きく変化する中で、社会保障の維持・充実と財源保全化は、今の日本にとって待ったなしの大きな問題であることは、多くの国民の共通の認識であると私は理解しています。

そして、今回議論されている5%アップの消費税は、先ほど簡単に説明いたしました社会保障の維持・充実と、財政健全化のみに使われるものと私は聞いております。また、5%アップのうち、国が3.46%、地方にも1.54%配分されるということも聞いております。

今回の意見書に書かれている景気対策、震災復興問題等は、国の責任として、別の法案や施策において当然実施されるものであり、消費税値上げ問題と混同すべきものではありません。なお、社会保障と税の一体改革について、民主党だけでなく、自民党においても消費税の10%値上げは必要であるとの見解であることは、議員の皆様よくご存じのことと思います。

以上の理由により、消費税率引上げ反対を国に求める意見書を国に提出することにつきまして、反対いたします。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 私は、委員長報告に賛成の立場で討論いたします。

まず、今の政府は、国民の声を全く理解していないと思います。世論調査は、圧倒的に消費税増税ノーであります。今回の消費税増税でアンケート調査がとられています。朝日新聞6日付けでは、「消費税増税の今国会成立にこだわるべきではない」というのが72%、「消費税引上げだけの合意には納得しない」、こういった声が76%、これは報道ステーションであります。また、消費税増税そのものに反対の声は、50数%から60%に今あがっています。

陳情書にあるように、今、野田政権は、税と社会保障の一体改革と称して税改革を進めています。その中で、一番弱いものいじめといわれる消費税を10%に引き上げようとしています。東日本大震災、原発事故後復興のために必死に頑張っている被災者にも苦痛を与えるものであります。

南相馬市議会は6月13日、大震災、原発事故からの復旧・復興へ大きな妨げになる消費税増税をしないよう求める意見書を、全会一致で可決をしています。この意見書では、今後住宅再建や事業、農業などの生業の再建とともに、消費税等が課

されることになり、市民生活の復旧・復興に大きな妨げになる。住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える。こうした状況での消費税増税はしないよう強く求めるといふふうになっています。震災から立ち上がろうとする人の希望を奪い去るものであります。

消費税は中小商店にとって死活問題であります。福岡県商工団体連合会が12日に発表した中小業者経営実態調査で、消費税分を転嫁が全くできない業者が40%を超えている。消費税10%になれば、18.1%が廃業するとなっています。本町内の小売店でも身銭をきって消費税を払っていると言っておられます。

全国商工会連合会の会長、石澤さんが言っています。中小、小規模企業の切実な思いの一つ目は、価格に転嫁できないことです。大型店や安売り店と比較され、値引きをする。5%でも自腹を切っていますが、10%になれば更に苦しくなり、経営が成り立ちません。このように言っています。

また全国商店街振興組合連合会理事長の坪井さんという方は、シャッター通りと言われている商店街の実態調査によると、全国の1万4,467商店街のうち、繁栄していると回答したのはわずか1%です。商店街はまさに存続の危機にありますと、このように発表を出しています。

また今回、主婦連合会の山根会長さんは、野田政権は、税の改革と言いながら税全体の見直しはせず、何が何でも消費税という姿勢で突っ走ってます。法人税や高額所得者への優遇税制の見直しもありません。消費税を増税すれば今よりもっと格差が拡大し、孤独死などが増える。国民の暮らしは取り返しのつかないことになるでしょう。このように語っているわけであります。

先ほど反対討論がありましたが、野田首相は、無駄遣いに手を着けていません。一度中止を決めた八ツ場ダム、本体工事を復活しました。1基100億円の次期戦闘機F35を42機も購入すると言っています。証券優遇税制の延長で年間5,000億円、法人税減税を年間1兆2,000億円、危険な原発の推進には4,188億円ものお金を使う。何ひとつこれには手を着けないわけであります。本当に大事なことは何でしょうか。

また、赤ちゃんからお年寄りまで、国民1人当たり、私たち1人当たりに250円の税金が取られ、政党助成金として、民主党に168億2,500万円が渡っているわけであります。私はこういったところを削るべきだ。そのあと消費税引上げの議論をすべきだといふふうに思います。

消費税は社会保障の財源と言われました。実際はどうでしょうか。年金は総額2兆円減税、支給開始年齢の引上げ、高齢者医療費の窓口負担も増えました。介護保険では、1,800億円の公費を削減しています。社会保障のために使われてはい

ないわけでありませう。社会保障はまさに切り捨てになつています。無駄をなくし、能力にふさわしい税負担を進めつつ、国民の暮らしと権利を守るルールある経済社会をつくること、今の政権には一番大事じゃないでしょうか。

働く貧困層をなくすこと。中小企業を応援してこそ、初めて町は活気があふれてくるわけでありませう。そのためにも、大企業がため込んでいる260兆円にのぼる内部留保金を社会に還流させることです。これなしには私は家計を温めることはできないと思ひます。

以上の立場から、消費税増税に反対するこの陳情に対して、賛成をいたします。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） これで討論を終わります。

これから陳情第2号を採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。この陳情は委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立多数です。したがって、陳情第2号は、採択することに決定しました。

-----○-----

日程第12 請願第1号 尖閣諸島をはじめとする我が国の領土領海を守る処置を速やかに求める意見書提出を求める請願

○議長（笠原良一君） 日程第12、請願第1号、尖閣諸島をはじめとする我が国の領土領海を守る処置を速やかに求める意見書提出を求める請願についてを議題とします。

お諮りします。請願第1号については、会議規則第92条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思ひます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 異議なしと認めます。したがって、請願第1号については、委員会の付託を省略することと決定しました。

請願第1号に対する紹介議員の説明を求めます。

上田俊孝議員。

○6番（上田俊孝君） 尖閣諸島をはじめとする我が国の領土領海を守る処置を速やかに求める意見書について。

現在、尖閣諸島海域では、おびただしい中国漁船による領海侵犯と違法操業が繰り返されています。そうした中で、平成22年9月7日の中国漁船の不法衝突事件

は、中国漁船船長を処分保留のまま保釈する結果となり、その後中国漁船は尖閣諸島海域で活発な活動を続けています。このままでは、尖閣諸島海域での中国の違法操業が常態化し、我が国の主権が奪われることは明らかです。

政府は、海上警察権に関する諸法案の改正を閣議決定し、今後は国会で審議されることとなりました。地元石垣市の漁民をはじめ多くの国民は、一刻も早い法案や以下のような体制の整備を求めています。

一、尖閣諸島に関し、早急に諸般の現地調査を行うとともに、船舶の安全航海と漁民の安全操業のため、灯台の設置及び避難港の整備などに取り組むこと。

二、現在、外国漁船による悪質な違法操業が繰り返され、日本の漁場が奪われている。その対策のために関係省庁による警備体制を強化するとともに、領海侵犯を取り締まり、直ちに逮捕を可能とする関係法令の整備を図ること。

三、現在、自衛隊には、平時においての領土領海を守るべき法的根拠がないため、速やかに領海警備のための法制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、この意見書を提出します。皆様のご賛同をお願い申し上げます。

あと、あて名は書いてありますので、よろしく願いしときます。

○議長（笠原良一君） 紹介議員の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 大きく2点にわたって7項目お尋ねしたいと思います。

まず一つは、

○議長（笠原良一君） 吉川議員、よければですね、二つずつばっかりしてもらえんでしょうか。

○10番（吉川義雄君） 3回というのがあったので、ならそれはあれしてもらっていいですかね。

すみません、じゃあわかるように聞きたいと思います。

まず、尖閣諸島というのは、沖縄県石垣市に属する五つの島と三つの岩礁から成り立っています。そのうち三つの島を東京都の石原都知事が購入すると言ったことで、今、大きな話題となっています。

この三つの島というのは、現在個人所有で、国が借りているわけですが、そのことはご存じでしょうか。請願の文章について、ちょっと文言が違うんじゃないかというのが一つあります。まず最初にその二つを聞きたいと思います。

趣旨の中に、請願書の趣旨6段目に、「政府は独立国家として、国民の生活と安全並びに主権を守る検地から」というふうに書いてあると思います。「主権を守る検地」というのはどういう意味でしょうか。この「検地」というのは、文字自体、

文言が違うんじゃないかと。これはミスじゃないかなと思うんですが、どうですか。

○議長（笠原良一君） 上田議員。

○6番（上田俊孝君） 2項目、尖閣諸島は、五つの島と三つの岩礁から成り立っています。さっき吉川議員言われたように五つの島ですね、魚釣島が私有地になっております。それと久場島ですね、これ私有地ですね。それと大正島が政府所有になっております。北小島が私有地、南小島が私有地になっております。この四つの島は、これ個人の島ですけど、政府の借り上げ管理になっています。そのことから今この出とるようにここを守っていくというところじゃあ、私はそれで理解して一応出しております。

それと、海上警察権に関する諸法案の改訂、閣僚決定ちゅうのは、どこの部分だったですか、もう一回ちょっと言ってもらっていいですか。

○10番（吉川義雄君） 「主権を守る検地」という字は違うんじゃないか。6段目です。上から6段目。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） この字は明らかにミスだと思います。この「検地」は、田畑を測量する、検査をするということなんです。ここで言われてる見地とは、物事を考えたり判断するときの立場だというふうに思うので、私は、あとで訂正してください。そのほうがいいと思います。

次にお伺いしたいんですが、今言われたように個人の所有なので、国が借りている。借りているのはですね、紛争が、そこに上陸して紛争になったら困るということで、上陸を今、禁止しています。日本政府は、尖閣列島に上陸すること自体を今、禁止を、日本人が上陸すること自体も禁止していることはご存じでしょうか。

それから、あといくつかちょっと聞きたいんですが、早急に諸般の現地調査を行うことになってます。どういったことをこれで想定されてるのか、聞いておられればお答えいただきたい。

また、今さっきもちょっと言われたと思いますが、警備態勢の強化というのは、どういうことを想定されているのでしょうか。わかる範囲で結構です。お答えください。

○議長（笠原良一君） 上田議員。

○6番（上田俊孝君） ちょっと私も何もかんもは全部は掌握してないのですが、わかるだけちょっと答えます。

現在はですね、海上保安庁の尖閣諸島を管轄する巡視船は6隻しかないわけですよ。現在、2隻が尖閣諸島を回るとるという状態で、仮に中国漁船が来た場合

が、それを追いかけていった場合は、その尖閣諸島がですね、完全に空くという状態になっておりますので、そのあたりのですね、あと巡視船のですね、やっぱり増やしてもらおうというところで私、理解しておりますそのあたりは。現在不足しとるということですね。以上です。私がかつとるだけは。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 今、上田議員が言われたように、巡視船を増やして、いわゆる警察権を強化するということだというふうに思います。それは私は考えられないこともないと思います。自衛隊は、平時において領土領海を守るべき法的根拠がない。だから、この法的根拠をつくるということですが、有事以外、有事も含めて自衛隊についてはいろんな法があるわけですが、憲法第9条で、自衛隊は、交戦権が認められていないと思うんですが、自衛隊が廃止された場合、そういったのは交戦権も認めるということを出されているんですか。憲法9条との関係で、どのように考えておられますか。

○議長（笠原良一君） はい。

○6番（上田俊孝君） 私の認識では、そこを認めるということじゃないと思います。あくまでも海上保安庁は、日本国は戦争放棄してますので、その強化ということの理解しております。

○議長（笠原良一君） はい。

○10番（吉川義雄君） 憲法第9条で、国際紛争に関して、解決手段として武力は使わないというのが書いてあるわけです。国際法、こういった武力での解決はしないというのが取決めなんですね。先ほど言いました個人の上陸等、そういったのを認めた場合、隣国との紛争が大きくなってしまうということで、今現在、上陸をさせていないというのが現状です。

だから、ここに出されてる内容がまだよくわかりませんが、領海警備のための法制度を確立する。そして、ここに自衛隊を常時配備するということになれば、ますます国際間の緊張が高まるというふうに思いますが、そういったふうには思いませんか。お聞かせください。

○議長（笠原良一君） 上田議員。

○6番（上田俊孝君） 平成22年9月7日のときに、故意的に中国の漁船が領海で当たってきておりますね。ですから、あくまでもその分野をですね、防ぐために、強化という形の私は認識で一応おります。この出したのはですね。はい以上です。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。

江崎議員。

○3番（江崎 悟君） 今回、宮原の宮崎巳吉さんのほうで請願が出されていますが、

これは個人的にこういう請願をされているのか。ある団体があって、それで宮崎巳吉さんが代表として請願されているのか。そこのところの判断ができるのであればと思いますが、どうでしょうか。

それからもう1点ですけども、今回、灯台を設置したらどうか、避難港を作ったらどうか。領海侵犯を取り締まれ、ここも「領海侵犯犯」となってますけど、領海侵犯を取り締まれということが書いてあります。今までに日本政府がなぜこのようなことをしなかったのか。そこのところは、紹介議員の方で理由がわかれば教えてもらいたいというのが2点です。

それから、もう1点ですね、日本政府は、この尖閣諸島についてどういう認識を持ってるかというのが、外務省から出ていますけれども、そのことは知っておられるかどうか。その3点をお願いします。

○議長（笠原良一君） 上田議員。

○6番（上田俊孝君） 先ほど紹介者が宮崎巳吉さんになっておられます。これは私です、これ私、提出者というところでこれは私がお願いした分であります。ですから、宮崎巳吉さんのほうも当然この間、漁船の不法衝突事件で、やっぱりそれはいかんというところの理解で一応これ提出者という形になってもらいました。

2番目が、もう1回ちょっとよろしいですかね。

○3番（江寄 悟君） 座っていいですか。灯台を設置しなさいと書いてあるけれども、避難港をつくりなさいと書いてあるけども、日本政府が今まで何でしなかったのかということです。できるのであればしてははずなのにやってない、その理由というのがあるんですよ。そこはどうなのでしょう。

○議長（笠原良一君） 上田議員。

○6番（上田俊孝君） 私はそこはですね、なぜ政府がやってないというのは、ちょっとまだ私も理解しておりません。以上ですね。

○3番（江寄 悟君） もう1ヶ所、日本政府が尖閣諸島についてどういう認識で今いるのかということ公表されてるんですよ。そこのところは。

○議長（笠原良一君） 上田議員。

○6番（上田俊孝君） ちょっとすみません、私もそこはちょっと勉強不足ですけど、ちょっとわかりません。

○議長（笠原良一君） 江寄議員。

○3番（江寄 悟君） それでは、別に説明する必要はないんですけどもね、私のほうからそれを言ってもしょうがない。実は、この尖閣諸島については、今、随分日本の中で問題になっております。国民は、日本領土だという認識を持っておるわけです。しかし、政府は国で買い上げるとか買い上げられないとか、今、随分ともめ

てますが、国民として、もう既に11億2,000万円の寄附金が集まっております。そういう中で、このような請願を提出されるからには、当然紹介議員の皆さんは、その寄附金も出しておられるのかなというのが、一つお伺いしたい。

それから今、上田俊孝議員が言われた、私が宮崎さんに頼んだんだということですが、じゃこの提案は、上田俊孝議員みずからが、これをこういうふうな案を出されて提出されてるのかという、その2点をお願いします。

○議長（笠原良一君） 上田議員。

○6番（上田俊孝君） この提案というのは、これは東京にありますけど櫻井よしこさんも参加されてますけど、日本会議というところからの私は提案で、一応提出させてもらっております。

それと、寄附金は私はまだやってません。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） ないですね。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。はい。

○10番（吉川義雄君） 尖閣諸島をはじめとする我が国の領土領海を守る措置を速やかに求める意見書提出を求める請願であります。私は、本請願については、下記の理由で反対をいたします。

今、審議の中で一つわかったわけですが、実は、尖閣諸島を守る全国国民集会というのが開かれました。東京砂防会館で開かれたわけですが、国会議員34人がここに集まっておられます。その中で、この三つの要請項目というのは決まっています。それを今、全国から広めていこうということでもあります。

請願については、地方自治法第124条で要件があります。また、標準規則89条で紹介議員の要件というのが書いてあります。私は、請願の内容に賛意を表してなっています。

紹介議員の請願内容について、まずよく理解されていない。よく理解されていない中で私は今回提案された。だからいくつか聞かれても答弁できないというものであります。私は、よく理解してない、根拠を示せない、そういうものを請願に出すということは、今わかったように審議が十分尽くされないということでもあります。町の最高決議機関であります町議会は、審議のできないということは表決できないということをおは意味するというふうに思います。

尖閣列島の問題は、ここは日本の固有の領土であります。1884年、明治17年に古賀辰四郎という人が探検をしています。それまでは国際法でいう無主の地、誰の持ち物か決まってない無主の地でした。それで、この古賀氏が、当時の国に対

して貸してくださいという申請をします。そして開拓が始まります。ここはカツオがものすごく獲れるところ、海鳥の羽毛が採れるということで、ここで多いときには200人を超える人たちが住んでいたというふうになっています。

日本政府は、この古賀氏が借りたときも、ここに日本という、日本国という印をつけることについてためらっています。そして1895年1月14日に、閣議決定によって尖閣諸島を日本の領土に編入をしたわけであります。歴史的にはこのような措置が取られています。こうして日本のいわゆる実効支配が始まっているわけであります。

隣の中国がいろいろ言ってきていますが、75年間異議を唱えていませんでした。なぜ異議を唱えるようになったかというのは、この一帯に資源があるというのがわかってからであります。台湾もそのようなことで今うちの領土だと言ってきています。

私は、固有の領土、この歴史的なことは、当の中国の歴史的文書の中にも出てくるわけであります。中国の漁船が尖閣諸島周辺で遭難をしたときに、ここで働いていた漁師が中国の人たちを助ける。それで、長崎の領事館から、日本国の尖閣諸島の皆さんへということでお礼状がきております。そういったのもきちっと調べればすぐわかることであります。日本の政府が、ここは日本の領土だと。昔から日本の領土だったんだと、こういったことを国際的な会議の場で言ってこない、言わないことが今大きな問題になっているわけであります。

陳情の中に、自衛隊で平時領土領海を守る根拠がないので、制度改正しなさいということであります。しかし、国際法上、国家間の紛争というのは、平和的に解決していきましようというのが建前であります。日本の憲法も自国が国際紛争において武力行使することを禁止し、みずから交戦権を否認しています。

東京の新聞を取り寄せて見ました。今、東京では都知事が買うということで、このことは大きな話題になっているわけです。東京新聞はこう書いています。「領土を含む国際的紛争については、平和的手段での解決が大原則だ。日本は、尖閣諸島が日本固有の領土であることを国際舞台で訴える必要がある。日本での対中日感情が悪化することは、双方にとってマイナスになるだけです」と、このように書いています。これが今取るべき態度だと思えます。

歴史的事実、国際法の道理に則して尖閣諸島の領有の正当性を、国際社会と中国政府に堂々と主張する外交努力を強めるべきであって、ここに港をつくったり自衛隊を配置したりして緊張感をあおることは、尖閣列島問題を解決することにもつながりません。まして今日本は、中国相手に貿易も行っています。こういったことにも大きな影響が出てくる。こういったことを心配するわけであります。

そういった点でこの請願は、私は賛成すべきでないというふうに思います。そして、もっとこのことについて、議会がしっかり勉強した上であげるべきではないかという立場で、反対いたします。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。はい。

○3番（江寄 悟君） 今回4人の紹介議員の皆さんおられるので、賛成討論が余りないかと思しますので、反対討論をさせていただきたい。

この尖閣諸島についてはですね、日本固有の領土です。私は、この町議会で、日本固有の領土なんていう議論は余り好きなほうじゃないんですけども、こういう請願が出たので討論でも行いますけれども、尖閣諸島について日本政府の基本的な考え方は、日本の領土である、これは間違いのないんだ。領有権の問題はそもそもない。日本政府の、日本の日本国なので、領有権問題はそもそもないんだというのが日本国の立場、これは明確にされています。

ただ、今まで灯台を設置しなかった。避難港の整備ができなかったというのはですね、1970年後半に東シナ海大陸棚の石油開発がでてきて、中国も台湾もその領有権を主張し始めたところで、その前にやっとならばよかったんですけども、そのときやってなかったものですから、結果的に今に至っている。

先ほど言われるように輸出国、日本にとっては最大の輸出国、中国に行ってる大使館が、緊張感の高まるようなことはしないでくれて言って、いろいろ今回、政府のほうからも自民党のほうからも言われてます。

また、今、まず領有権国が買い取って、個人所有を買い取って、日本の国のものにまずしましょう。そうしなさい。それには寄附金も出しましょうという段階です。だから、今灯台をつくったり避難港をつくったり、自衛隊に出て行かせて守らせたりということは、私はまだ現段階ではやるべきではないんじゃないかということで、この請願について反対いたします。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） ありませんね。これで討論を終わります。

これから請願第1号を採決します。請願第1号を採択することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立少数です。したがって、請願第1号は、採択しないことに決定しました。

-----○-----

日程第13 請願第2号 江寄悟議員の辞職勧告に関する請願

○議長（笠原良一君） 日程第13、請願第2号、江寄悟議員の辞職勧告に関する請願についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、江寄悟議員の退場を求めます。

（江寄悟議員 退場）

○議長（笠原良一君） お諮りします。請願第2号については、会議規則第92条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 異議なしと認めます。したがって、請願第2号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

請願第2号に対する紹介議員の説明を求めます。坂本議員。

○13番（坂本悦男君） 江寄悟議員の辞職勧告に関する請願書でございます。

地方自治法第124条の規定により、公益社団法人熊本県隊友会八代北部支部長、高山登。立神地区づくり協議会会長、高山登氏より請願書があり、私、坂本悦男、三浦賢治議員、上田俊孝議員、上田健一議員が紹介議員となり、私が代表して説明をさせていただきます。

この請願につきまして、ご承知のとおり、昨年12月13日の全員協議会で、氷川町立神峡公園指定管理者の審議の中で江寄悟議員が、「どこの・・・わからない」という発言がありました。私はその言葉を聞いたとき、自分の耳を疑いました。今現在、人権平等が広く叫ばれている中、議員が町民に向かって発せられたことは、重大な問題であります。

議会は言論の府と言われるように、議員活動の基本は言論が建前であるが、発言が自由であるからといって、品位を落とす発言や個人のプライバシーに関する発言は許されるものではありません。議会は、重要な政策の決定と行財政運営の批判と監視を行う聖域な議場において、議員の言動は、会議規則で、「議員は、議会の品位を重んじなければならない」と規定され、議員は、本会議や委員会、全員協議会においては、発言や態度には十分注意しなければならないということは言うまでもありません。

全員協議会の審議の中で、「どこの・・・」の発言は、住民を愚ろうする差別的な行為であり、議員として品位を損なう誠に遺憾な発言であります。町民の安心・安全、住みやすいまちづくりのため日々活動するはずの議員が、町民を愚ろうする発言は決して許されるものではありません。議員という身分を有する者として、道義的責任を免れることである。議会に対する住民の理解を得るためにも、議員としてみずからの意思と責任において、議員辞職をすることが議員としての責務であると思います。

よって、私は、提出者、八代郡氷川町立神2041番地、公益社団法人熊本県隊友会八代北部支部長、高山登氏より提出された、江寄議員の辞職勧告に関する請願書に、賛成するものであります。

以上で紹介議員としての説明といたします。

○議長（笠原良一君） 以上で紹介議員の説明終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。田中議員。

○2番（田中照男君） 請願書が余りにも何ページもまたがっておりますので、そして内容があっち行ったりこっち行ったりしておりますので、何か内容がよくわからないので、まとめたところのこの請願書の内容を説明していただきたいと思います。

それと議員になる前のことを書いてありますけど、議員になる前のことが、辞職勧告決議案に理由になるのか。そこのところをお願いいたします。

○議長（笠原良一君） まとめて、あんまり多いからまとめて説明してくれと。坂本議員。

○13番（坂本悦男君） 今、私が読み上げたとおりでございます。あとは請願書が出ておりますから、これは私が書いたのではありませんからよくわかりませんので、出された請願された方に聞いていただきたいと思います。

○議長（笠原良一君） 田中議員。

○2番（田中照男君） なら休憩をお願いします。出した人の出席をお願いいたします。

○議長（笠原良一君） 坂本議員。

○13番（坂本悦男君） 私は趣旨を説明しただけでありまして、詳しい内容はこれに記載してみんなに配っておりますから、自分でそれなりの勉強して、私は12月13日に発せられたその言葉に対してのことを言いました。

○議長（笠原良一君） 田中議員。

○2番（田中照男君） この内容はですね、その今言われるですね。12月何日だったかな、そのことだけを書いてあるならばですね、私は何も言わないわけです。その学習会とか何とかで、いろんなことがこれに記載されてあります。だから私が言ってるんです。

○議長（笠原良一君） 坂本議員は、そのことで説明なされたですね。

○2番（田中照男君） 余分なものを外して出すべきじゃないんですか。

○議長（笠原良一君） それで今説明されたのではないのでしょうか。吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 紹介議員は議員必携を読んでいただきたいと。その中身に賛同するということは、その中身をよく理解をして、そして紹介議員になると。だから坂本議員が答えられなくても結構です。紹介議員は三浦賢治議員、上田俊孝議

員、上田健一議員でなってますので、ほかの議員の方々が述べていただきたいというふうに思います。

それで私も聞きたいわけですが、差別発言をしたということで説明された坂本議員が、全員協議会の中で注意をされました。それに基づいて江寄議員は、そこで謝罪し、発言の取消しを求めました。私はその場で決着したというふうに判断しています。それは、その場でほか議員だれもが、今の謝罪はなってない、そういったことを誰も言わなかったと思いますが、その点どのように理解されてますか。いやいや全然決着ついてなかったと思っておられるかどうか。

2点目、もし思っていないというんだったら、議会で品位のない発言をしたわけですので、懲罰にかける懲罰動議をなぜ出さなかったのか。懲罰にあたいしないということを出されなかったのか。地方自治法をよく知らなかったらから、そんなのがあるということを知らなかったから出されなかったのか。まずこの2点をお答えください。

○議長（笠原良一君） 坂本議員。

○13番（坂本悦男君） 江寄議員は人一倍優れた能力と見識を持っておられるということは言うまでもありません。そんな議員がどうしてあんな言動を発せられたのか理解に苦しみます。

[「議長、聞きたいことと違います」と呼ぶ者あり]

○13番（坂本悦男君） 誰に向かって言ったとか言わないとかということではありません。こういう発言は、議員としてふさわしくない言葉でございます。また、高山氏から議会に抗議文が出された時点で、すぐに高山氏とでも会って話し合いを行っておれば、こんなに大きな問題にはならなかったと私は思います。愚ろうした発言を浴びせられた、

[「議長、ちょっと、全然私が聞いていることに対して・・・」と呼ぶ者あり]

[「休憩動議」と呼ぶ者あり]

[「休憩してください」と呼ぶ者あり]

○議長（笠原良一君） 休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時05分

再開 午後3時24分

-----○-----

○議長（笠原良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑ありませんか。吉川議員。

○10番（吉川義雄君） それで、再度確認をしたいと思います。全員協議会のその場

では、先ほど言いましたように江寄議員は謝罪をし、発言の取消しを求め、私はそのことが全議員知ってる中で、江寄議員は頭を下げ、ほかの議員はそのことについて何も言いませんでした。だから私は、さっきその場でもう終わったものだというふうに言ったわけでありませぬ。

その場で何も言われなかつたわけです。先ほど懲罰の問題がありましたが、不穏当な発言、議員として発言すべきことではないということで判断をされていたのなら、その場で懲罰動議を出すのが普通だと思います。だから、懲罰動議をなぜ出されなかつたんですか。地方自治法による懲罰というのがあるということ、ご存じでなかつたんですかということをお聞かせください。そのことについてお答えしたいとおもいます。

○議長（笠原良一君） 三浦議員。

○1番（三浦賢治君） 今、吉川議員の2点の質問がございましたけども、私は、あの時点ではまだ済んでないというふうに認識をしておりました。

それから、なぜ懲罰動議を出してしなかつたかという点につきましては、そこまで正直言つてわかりませんでした。以上です。

○議長（笠原良一君） 坂本議員。

○13番（坂本悦男君） 全員協議会の場で済んだのかと、訂正しておわびをされた、それは事実です。しかし、私のほうに向かってされましたので、「いや私にはせんでもよかったですよ」と私は言いました。それで、私は、そこでは終わったか終わらないかははっきりはわかりませぬ。懲罰にかける懲罰は知っておりました。あとで懲罰にかけるかどうかとも何人かの人と話し合はいたしました。しかし、そういうことまでしなくてもいいだろうということではませぬでした。しかし、請願が上がってきた以上は、これに対して、私もその場で言葉を発しておりますので、紹介議員になりました。以上です。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） その場で済んでいないと三浦議員は言われました。じゃあなぜそのあと黙つて全員協議会を終わられたんでしょうか。不自然というふうに私はおもいます。懲罰について議論をしたと言われました。でもそれを出されなかつたというのは、懲罰に値しないという判断があったからだと私はおもうわけです。

それで、あと2点ほどちょっとお伺いをします。出されてる請願書に資料があるわけですが、3ページに、別紙第1号、別紙第2号、別紙第3号、上記の別紙を添付し、これまでの江寄議員の議員辞職の請願に至る理由を述べ、議員の皆様や町民の皆様の見識あるご判断をお願いしたいというふうにお書かれています。

提出された坂本議員、この別紙1・2・3というのも付けておられますが、これ

も議員辞職に必要な資料だと判断されているのでしょうか。

それから、7ページに、7ページというのは、添付書類の別紙第1号の3枚目に当たるわけですが、この中で立神峡公園管理者の採点要項の方法並び結果について、公開質問状を送らせていただきます。なお、この質問状及び回答については、インターネット上に掲載させていただく場合もありますので、その点については悪しからずご了承の上、ご回答いただきますようお願いいたします。

1、今回の採点者6名の採点者はだれか。2、採点記録は残っているか。それぞれの採点用紙について記名はしてあるかという12項目も出されています。江寄議員の辞職勧告に何ら関係のないことが書いてあると思うんですが、これはどのように考えればいいのでしょうか。これは町に対しての要望であります。

もう1点お伺いします。議会全員協議会は、傍聴者もいない中の会議でありました。高山氏から私のところにその日の午後7時に電話があり、こういった発言があったのは事実でしょうかという問い合わせもありました。議事録も作成されていない時間、誰かが全員協議会の出来事を話をされたというふうに思います。坂本議員がされたのでしょうか、お伺いをしたいと思います。明らかに全員協議会に出席した者でないとの内容というのはわからないわけです。議事録ができていません。だれがこれを話をしたのか。その点について、もしおわかりでしたらお聞かせください。

○議長（笠原良一君） 坂本議員。

○13番（坂本悦男君） 私は頭が悪いから最後のほうからいきます。私は電話をいたしておりません。

それから別紙につきましては、確認学習会への高山氏の発言をまとめて、これに添付書類として付けてあるのだと思います。これについては、私は関知いたしません。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 請願書は1枚からこの4枚、2枚の裏表、これが請願書でしょう。それを紹介されたわけですね。その3ページ目、要するに請願書の中で、別紙第1号、別紙第2号、別紙第3号、これを添付ということですので、当然、請願に関わるものだと思うんですが、この点について、中身について尋ねたいと思うんですが、いいでしょうか。それを一つお聞かせください。

それから、先ほど、全員協議会は傍聴者もいない中の会議で、議事録もできていない段階でもう江寄議員の発言が伝わっているわけですね。だれかが伝えたと思うんですが、坂本議員は、「私はしていない」と言われました。どなたか心当たりありますか、ありませんか。そこをお聞かせください。

○議長（笠原良一君） 坂本議員いいですか、さっきの質問、もう1回坂本議員、そのへんのところを、はい、坂本議員。

○13番（坂本悦男君） 別紙のことまで私は頭が回りませんでしたので、ただ全員協議会での発言に対しては、これはいけないということでした。あとの確認学習会のこれについてのここがこれに入っているとは、私もわかりませんでしたので、大変私も勉強不足でございました。以上です。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。有田議員。

○11番（有田芳人君） 今、代表のほうもお話聞きましたが、私もこれまでは、もとのことについては知って報告もしたが、しかし、この内容については、そこまでは知らない。私たちもさっきちょっと寄りましたけれども、坂本議員の話の聞けば、私はそう大きな問題じゃなかつたか。ただ内容として、ここから、この結局その全員協議会、いわゆる議会から議会で決めたことをだれが飛ばしたか、私がしましたて言いきる者なおらんのでしょうもん。そういうことなら初めからなかったことにするのが当たり前じゃないかと、私はそういうことですね、いふならば中身を知らなかったとはっきり言うところから、それでよかつたか。

私はこの問題についてはですね、反対いたします。以上です。

○議長（笠原良一君） 質疑の時間です。討論ではありません。

○11番（有田芳人君） はい、わかりました。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） ありませんね。なければこれで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 私は、本請願に対して反対の立場で討論いたします。

まず、議員が発言するときには、まさに慎重に、そして事実に基づいて発言をするというのは当然のことです。嘘偽りを述べることはできません。今回、全員協議会での江崎議員の発言は良くありませんでした。それ自体は江崎議員も認めているところであります。だから、坂本議員の指摘を受け、その場で反省の言葉を述べ、発言の取消しを求めました。そのときに異論を述べた議員はだれ一人としていませんでした。

私は、発言はよろしくない。懲罰が出るかもしれないよと、こういう話を出しました。私自身は懲罰に値しないと思うけども、そういうことも考えなくちゃいけない。今後しっかり考えて発言してほしい、このように言いました。

全員協議会のその場では懲罰も出ないで、そして日にちだけが過ぎていたという

のが経緯であります。私は、本当に済んでいないと先ほど三浦議員も言われました。懲罰も知っていたと言われました。済んでいなければ全員協議会を終わる必要はないわけであります。私は、今になってそれを言うのは、まさにおかしいと。本当に議員として正しいのかと。決定をしたあとに異論を唱えるのと一緒じゃないですか。私は問題だというふうに思います。

私は、今回出された請願書の中にどうも納得いかない点があります。2ページ目に、氷川町の道の駅周辺の航空写真を撮ってもらえないかと、平身低頭依頼をされた。町のためであればとのことで、氷川町全体の写真を撮り、送った。これが竜北公園の設計構想に影響を与えた。このように出されています。町民が撮ってくれと言え、自衛隊は飛行機が飛んで行ってそこを撮ってくれるのでしょうか。私はこれがもし事実ならば、正しく公金が使われたのかと、心配もするわけでありませぬ。

また、添付されている書類というのは、よく見なかったと提出者は言われました。しかし、この添付された書類の中には、職員時代のことも書いてあるわけでありませぬ。議員になってからの問題ならば、私は、発言それ一つでよかったというふうに思うわけです。

立神峡公園の管理委託が受けられなかったことについての、先ほど言いましたように町に対する公開質問状、また、この間の言動がるる述べられています。私は、真意はどこにあるのか。本当は請願を出した人から、委員会を開いてきちっと聞く、それが大事だと思います。

この出された書類だけ見ると、立神峡公園が取れなかったことも大きく影響しているように見えてなりません。私は、そういった点からも、この辞職勧告というのは、すべきでないというふうに思います。

また、全員協議会の傍聴者はだれもない中の会議で、議事録も作成されていない時間に、こういった発言があったということで問い合わせがあったと言いました。しかし、提出された議員は、坂本議員はしていない、知らないと言われました。私は、このことについては、今後十分調査をする。この請願が出された重みからして、一議員を辞職に追い込もうというわけでありませぬので、責任は大きいと思います。今後改めてこの問題については、調査することも含めて、私は反対討論といたします。

○議長（笠原良一君） 三浦議員。

○1番（三浦賢治君） 私は、賛成の立場で討論をさせていただきます。

江崎議員が全員協議会の審議の中で、「どこの馬の骨かもわからない」と発言をされましたが、長年課長として奉職され、住民の公僕として町民の方々と携わって

こられた方が、町民の人権を侵害するような発言をされたことは、重大なことであり、議会を軽視した行為で、議員としての人格、識見を欠けたものであります。

基本的人権を侵すことのできない永久の権利として保証されています。憲法でも、すべて国民は個人として尊重されるとされています。私たち1人がかけがえのない尊いものであるということから、いかなる場合にも踏みにじったり無視したりしてはならないと思います。

社会的権利として自由に発言することが認められております。議会も同じく、言論の自由は最も尊重しなければならないとしています。しかし、発言が自由であるからといって、人権を無視するような発言は許されるものではありません。

全員協議会の審議の中で、「どこの馬の骨かもわからない」という発言は、住民に対して差別的な発言であり、人権侵害を犯した行為は重大なものであり、議員という身分を有する者として、道義的責任は免れないことでもあります。

議会の使命は、重要な政策や決定と行財政運営の批判と監視を行う清浄な場所において、今回の議員の発言は、議会に対する住民の信頼を損なうものであり、議員としてみずからの意思と責任において議員を辞職することが、議員としての責務であります。以上、賛成討論いたします。

○議長（笠原良一君） 片山議員。

○12番（片山裕治君） 私は、反対の立場で討論をいたします。

この請願書は、氷川町議会全員協議会の中での江寄議員の発言に対して、ふさわしくない発言ということで指摘を受けた問題で、江寄議員より速やかに訂正し、謝っておられ、議事録訂正もされております。それにもかかわらず、訂正の文書も付けていない、議事録より都合のいいところを抜粋した文章を配付されるのも疑問であります。江寄議員を何らかの目的で議員辞職をさせたいとしか思えない請願書であります。

また、理由についても、江寄議員の発言のことより、たくさんの方々の中傷、立神峡管理組合のこと、あるいは、氷川町の立神峡公園指定管理者の採点要項の不満などもあげており、何が本当の理由か私には理解できません。よって、私はこの請願書には反対いたします。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。有田議員。

○11番（有田芳人君） 私は、反対の立場で討論をいたします。

これは江寄議員の問題になりましたけれども、いわゆる全員協議会で、議員が会議をするものが、よそに漏れると、これは大変なことである。

また請願書の中でもこれに書いてあります12項目、これは氷川町に対してうんぬんというようなことまでこれに書いてある。しかし、これを平気で受け取るあた

りについては、言語道断だと私は思います。

そういうことで、今後この江寄議員の辞職勧告につきましては、すでに終わっている問題であって、なおまたこれで結局請願が出たからうんぬんというのは、どうも私は納得いかん。というようなことで反対をいたします。以上です。

○議長（笠原良一君） 上田健一議員。

○7番（上田健一君） 私はですね、この12月13日の全員協議会の中の「馬の骨」の発言はですね、一応発しておられるわけですよ。今そのとき坂本議員の方に断ったと言われますが、やはり吐いた言葉はですね、現実に生きてると思います。

それとですね、また高山氏より抗議文が議長のほうに届けてですね、議長より当事者間で話し合うように指示があったということです。指示がありましたが話し合いはできていないですたいね。

それと、そういうことがあってこういう場になったんですが、その当時ですね、当事者間でですね、昨日おとといか一般質問でも吉川議員が言われたように、当事者間で早く話し合って解決すればですね、こういうことにならなかつたらと思うので、そここのところがひとつ残念ですね。しかし、発言はあったということで私は賛成です。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。上田俊孝議員。

○6番（上田俊孝君） 私は、賛成の立場で討論させていただきます。

氷川町の役場を出たら、左側に「人権尊重の町」と書いてあります。この看板をですね、見れば、「馬の骨」そのものの発言がですね、やっぱり議員自体がやっぱり発言する言葉じゃないということですね。それから、先ほど、私もさっき言葉のあれで懲罰という形でかかりましたけど、公の場所ですね、結局はその「馬の骨」発言という自体がですね、やっぱり非常に人権侵害にあたるという言葉になりますので、私は、このことは江寄議員はしっかり重く受け止めてですね、議員辞職に値すると私は思います。

以上で賛成討論をいたします。

○議長（笠原良一君） 田中議員。

○2番（田中照男君） 私は、反対の立場で討論いたします。

この江寄委員の辞職勧告決議案の発端は、全員協議会の中での出来事と私は思っております。全員協議会のあり方を問われているような気がいたします。全員協議会での訂正文が通らないということは、今から先、全員協議会の中で通さないというふうには私は解釈するわけです。

やっぱり、議場でもいろんな失言があったときの訂正はきかない。しかし、議会必携には訂正がきくように書いてあります。どちらを考えていいのかわからない。

本当は議会必携を重要視していくべきところを、議会必携を無視した内容じゃないかというふうに私は解釈しております。ですから反対いたします。

○議長（笠原良一君） ほかにありますか。松田議員。

○5番（松田達之君） 本当に今、賛成・反対の討論を聞いてですね、これはですね、これはもう全員協議会の中でですね、馬の発言があった江寄氏からあったわけでございますがですね、その席でですね、陳謝しとるわけですたい、江寄議員も。だからそこはですね、みんな議員がですね、真っすぐ町のため議員のため、町民の代表、氷川町を良くしていかなんという考えでもってですね、いかないかんと思うです。これに関しては反対いたします。

○議長（笠原良一君） 永田議員。

○14番（永田義昭君） 私は、賛成の立場で討論いたします。

全員協議会の中で「馬の骨」発言後、指摘を受けられてすぐに謝って済んでいるとか。また、確認学習会においても、当事者から隊友会を表したものではないと言われておりました。それでは誰に対して言われておられたのかと私は思います。当てはまる人がいたのではないかと思います。

それから確認学習会の中でも、馬の発言は隊友会を表してたものであると確認もされたと思います。そもそも公の全員協議会の中で、「どこの馬の骨ともわからん」というような発言自体が問題であり、議員、議会の品位を損なう重大な問題だと私は思いますので、賛成いたします。

○議長（笠原良一君） ありませんね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（笠原良一君） これで討論を終わります。

これから請願第2号を採決します。請願第2号を採択することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（笠原良一君） 採決の結果、賛成・反対同数です。したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本件に対して裁決します。

請願第2号、江寄悟議員の辞職勧告に関する請願については、議長は採択と裁決します。江寄議員の入場を求めます。

(江寄悟議員 入場)

○議長（笠原良一君） 暫時休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午後3時52分

再開 午後4時12分

-----○-----

○議長（笠原良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま、議員から発議1号から発議3号までが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第3から追加日程第5までを議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（笠原良一君） 異議なしと認めます。発議第1号から発議第3号までを日程に追加し、追加日程第3から追加日程第5までとして議題とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第3 発議第1号 TPP（環太平洋経済連携協定）についての関係国との協議に関する意見書

○議長（笠原良一君） 追加日程第3、発議第1号、TPP（環太平洋経済連携協定）についての関係国との協議に関する意見書についてを議題とします。

提出者の松田議員の説明を求めます。松田議員。

○5番（松田達之君） TPP（環太平洋経済連携協定）についての関係国との協議に関する意見書でございます。

TPP（環太平洋経済連携協定）については、国民的議論も国民合意も全くない状況で「交渉参加入りの表明」を行うことは、民主的な政治と全く逆行するもので、国民に対する背信行為であり、断じて認めることができない。昨年11月の野田総理自身の発言に責任を持ち、以下の手続を政府は具体的な行動で示すべきである。

一つ目、事前協議に臨む政府統一方針の確立。外交交渉である事前協議に臨むに当たっては、政府としての基本的考え方や、どのような分野別項目をどのようなレベルの内容で情報を収集するかどうかを明らかにした「政府統一方針」を確立することが重要である。

閣僚等における不統一な発言や各省庁における解釈や情報収集を個別の判断で行っている現在の混迷した状況を踏まえるならば、政府の統一方針が確立されるまでは、関係国との事前協議は中断すること。

二つ目、十分かつ正確な情報開示。外交機密を理由にして交渉参加に有利な情報しか開示しない政府の姿勢は極めて問題である。TPPは農業の輸出産業だけの問題ではなく、国民生活の様々な分野に影響をもたらすものであることを踏まえ、メリットだけでなくデメリットも含め収集した情報は国民に開示すること。

また、我が国がTPPに参加した場合の分野ごとの利害損失を、政府として統一した試算を行い、統一した結論を情報提供するなど、国民的議論に資する責任ある正確な情報開示を行うこと。

三つ目、公正・公平で広範な国民的議論の徹底。政府として責任ある情報開示を行い、広範な国民各層の参加のもと、十分な国民的議論が可能となるよう「TPPをともに考える地域シンポジウム」のような民間主催のものではなく、政府みずからが主催し、公正・公平な運営による国民的議論の場を設定すること。

4番目、国益を毀損しないための政府・国会のけん制関係のルール化。これまで我が国が締結していた二国間EPAでは、産官学共同研究会が開催され、現場の実態・経験や専門家の知見が有効活用されてきた。また、WTO交渉でも、議長案の公表など情報公開が徹底されました。

対照的にTPPについては、国権の最高機関である国会で特別委員会の設置や集中審議が行われることなく、情報が十分でないままに政府が独断で判断を強行しようとしている。政府の無謀な判断が国益を毀損することのないよう、TPP交渉が極めて秘密性が高いことに鑑み、政府が結論を出すまでの過程における国会の役割と権限を明確にルール化すること。

5番目、国益に即した判断基準の明示。昨年11月11日の記者会見において、野田首相は「世界に誇る日本の医療制度、日本の伝統文化、美しい農村、そうしたものは断固として守り抜き、分厚い中間層によって支えられる安定した社会の再構築を実現する決意である」と発言した。TPPが国民生活の根本にかかわる重大な問題であることを踏まえ、何がメリットで何がデメリットなのか、その上で国益に即して、具体的に何をどのように守り抜くのか、その具体的な判断基準や考え方を、政府統一見解として早期に明示すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。平成24年6月15日、熊本県八代郡氷川町議会議長、笠原良一。

衆議院議長、横路孝弘殿、参議院議長、平田健二殿、内閣総理大臣、野田佳彦殿、外務大臣、玄葉光一郎殿、農林水産大臣、郡司彰殿、経済産業大臣、枝野幸男殿、内閣官房長官、藤村修殿、以上でございます。

○議長（笠原良一君） 以上で、提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立多数です。したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

追加日程第4 発議第2号 消費税率引上げ反対を国に求める意見書

○議長（笠原良一君） 追加日程第4、発議第2号、消費税率引上げ反対を国に求める意見書についてを議題とします。

提出者の有田議員の説明を求めます。有田議員。

○11番（有田芳人君） 私のほうから提出いたしました。今から読み上げます。

消費税率引上げ反対を国に求める意見書。野田民主党政権は、税と社会保障の一体改革のもとで、消費税率を2段階的に10%まで引き上げ、現在5%を2倍に引き上げることを目指している。

平成元年4月に消費税が導入され、8年後の平成9年、現在の5%に引き上げられて以後、景気低迷が続いて、消費税の増税がいかにかに経済の混乱を招き、大きな障害となっていることは、現状を見ても明らかである。

昨年3月11日に発生した東日本大震災では、未曾有の大被害をもたらし、全国民が一日も早い復興を願い、物心両面において惜しみない支援を続けている。今回の消費税の税率引上げは、東日本大震災の復興対策にも重大な支障をもたらすことは明白であり、税率の引上げは絶対にすべきでない。

また、我が国の消費税制は、ほとんど生活費に充てる収入が少ない低所得者にとって、税負担が重いという不公平な税制であり、税率引上げは生活そのものを成り立たなくする。

平成23年版熊本県労働白書は、平成9年に税率が5%に引き上がった以後、毎年年収は落ち込み続け、平成9年当時と比べ、現在は56万円の減収で、年額365万円（労働者30人以上の事業所）の賃金水準まで落ち込んでおり、厳しい生活を余儀なくされている。

消費税は、国民の生きるための食費などの生活費にも課税され、小規模零細業者にとっては価格に転嫁できず経営を脅かし、景気の悪化を招くことは明らかである。世界の民主的な税制の原則は、「生活費に税金をかけない」ことと、「能力に応じた税制」であり、この税制によって財源も確保できる。

よって、国におかれましては、消費税の税率引上げ中止を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。平成24年6月15日、熊本県八代郡氷川町議会議長、笠原良一。衆議院議長、横路孝弘殿、参議院議長、平田健二殿、内閣総理大臣、野田佳彦殿、財務大臣、安住淳殿、内閣官房長官、藤村修殿、国家戦略担当大臣、古川元久殿。以上でございます。

○議長（笠原良一君） 以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんね。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（笠原良一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これから発議第2号を採決します。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（笠原良一君） 起立多数です。したがって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

追加日程第5 発議第3号 氷川町議会議員江寄悟君に対する辞職勧告決議案

○議長（笠原良一君） 追加日程第5、発議第3号、氷川町議会議員江寄悟君に対する辞職勧告決議案を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、江寄議員の退場を求めます。

[「議長、発言を求めます」と呼ぶ者あり]

○議長（笠原良一君） 江寄議員から退場前に発言の許可を求められました。

会議での発言を許可するかご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（笠原良一君） 異議なしと認めます。

江寄悟議員の発言を許可します。

○3番（江寄 悟君） 今回、請願第2号によりまして、議会においては、同数ということを知りました。中立・公平であるべき議長の裁決権により採択されたことは、誠に残念に思います。

また、今回上田健一議員が提出者となり、議員辞職勧告決議案が出ております。その決議案の中にこういうくだりがあります。私が、公益社団法人熊本県隊友会八代北部支部と立神地区づくり協議会を思わせる発言をした。私は、この2団体に対して発言したものでないということを、ここで明らかに表明させていただきま

す。以上です。

(江寄悟議員 退場)

○議長(笠原良一君) 提出者の上田健一議員の説明を求めます。

○7番(上田健一君) 先ほど請願が採択されましたが、採択された以上ですね、議会はその実現について最善の努力をすべき政治的道義的責任を負うこととなりますので、提出者を私といたしまして賛成者、上田俊孝議員、三浦賢治議員、坂本悦男議員、以上4名で提出いたします。代表して私が読みます。

氷川町議会議員、江寄悟君の辞職勧告決議。本議会は、氷川町議会議員、江寄悟君に辞職勧告を行う。以上決議する。平成24年6月15日、氷川町議会。

理由。本定例会において、江寄悟議員の辞職勧告に関する請願書が、町民の高山登さんから提出され、可決された。

江寄悟議員は、平成23年12月13日の議会全員協議会で、立神峡公園指定管理者を指定する議案の審査中、グループで応募された公益社団法人熊本県隊友会八代北部支部と立神地区づくり協議会を愚ろうする発言をした。高山登さんは、この二つのグループの代表を務められている。江寄悟議員は、「実績のないところに、そこのどこの馬の骨かわからんごたつとば、安くあげたけんていうてぼんとそれに頼むことは絶対いかんと思う。やっぱりこういう実績を重視すべきだと私は思う」という発言をされた。

地方公共団体の意思決定を行う聖域な議場において議員の言動は、法規によって規制されている。会議規則第102条では、「議員は、議会の品位を重んじなければならない」と規定されている。議員は、本会議や委員会、全員協議会において、発言や態度には十分注意しなければならないとされている。議会は言論の府といわれるように、議員活動の基本は言論であるが、発言が自由であるからといって、品位を落とす発言や個人のプライバシーに関する発言を許されるというものではない。

その中で、「どこの馬の骨」の発言は、住民を愚ろうする差別的な行為であり、議員としての品位を損なう誠に遺憾な発言であり、議員という身分を有する者として、道義的責任は免れないことである。精神的な苦痛を受けられた両グループに深く謝罪して、議員としてのみずからの意思と責任において辞職されることが議員としての責務である。

よって、氷川町議会議員江寄悟君に対し、議員辞職勧告を決議する。以上です。

○議長(笠原良一君) 以上で、提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。吉川議員。

○10番(吉川義雄君) 理由の中に、全員協議会の発言として不適切な発言があった

わけですが、グループで応募された公益社団法人熊本県隊友会八代北部支部と立神地区づくり協議会を愚ろうする発言をしたというふうに書いてありますが、江寄氏の発言で団体名は出ていたんでしょうか、お伺いをします。

あと、地方公共団体の意思決定を行う聖域な議場における議員の言動は、会議規則第110条で書いてありますが、これでいう議場というのも全員協議会の委員会も入るのかどうか。その点、どのように解釈されていますか。お願いしたいというふうに思います。まず2点、お願いします。

○議長（笠原良一君） 上田議員。

○7番（上田健一君） 私はですね、最後の全員協議会も私は議場という認識であります。

隊友会八代北部支部と立神地区づくり協議会を愚ろうすると、これは、私も今までの勉強会をする中の経過ですね、全員協議会の中で、担当課長より入札のあれは2社ですか、2社の入札だった。この立神峡あれと何ですかね、隊友会八代北部支部と立神峡地区づくりが1団体、それと立神峡管理組合の2社だったということ、あの協議会の会場で担当課長より私は聞いたと思っております。以上です。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 13日の全員協議会で、この指定管理者についての選定をめぐる議案の審議は、私が最初に発言をいたしました。そのときに課長の答弁は、2団体、2団体ですね。そのあと隊友会というのが議事録に残っているということでした。言葉ですので文面ではありません。2団体、隊友会、なぜここにその後わかったことで公益社団法人熊本県隊友会北部支部と立神峡地域づくり協議会というふうに、愚ろうする発言と断定されたんでしょうか。あとでわかってそのようなということではないですか。

先ほど議会の審議の中で、誰かがこの話を外に漏らしたからわかったんじゃないんですか。その人の責任は問わなくていいんですか。

○議長（笠原良一君） 4人の中で誰か説明できる人。

○議会事務局長（陳野信次君） これは提出者です。

○議長（笠原良一君） 上田議員。

○7番（上田健一君） こういう重大なことをするにはですね、やはり2社というのはどことどこと、あとでやっぱり調べて一応確認してから出さないと、うやむやじゃいけないだろうと思って私が出しました。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） あとで調べて出したということは、重大な問題ですよ。そう思いませんか。この時点までは、先ほど江寄議員が言ったように、どこの団体か特

定はできていなかったわけですよ。今はっきりしたじゃないですか。これは審議できません。説明もできないわけでしょう。事実と違うことが出されてるじゃないですか。

議長、議案の撤回を求めてください。

[「議長休憩」「反対」「賛成」と呼ぶ者あり]

○議長（笠原良一君） 休憩します。

-----○-----

休憩 午後4時42分

再開 午後4時47分

-----○-----

○議長（笠原良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議案追加によってあらかじめ延長しますので、よろしく願います。

質疑に移りますが、さっきの件。上田議員。

○7番（上田健一君） 先ほどですね、吉川議員より、この時点で名前が入っていたかというあれがありましたね、前田商工観光課長よりですね、立神峡公園指定管理者候補に対する選定委員会の評価ということで説明します。立神峡の指定管理者については、現在の立神峡管理組合、それと隊友会八代支部、そして地区づくり協議会ということで、この2団体の名前はですね、ちゃんと発言しておられますので。以上です。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） この文章もそれに正確にじゃ書いてください。付け加えていると思います。熊本県隊友会八代、公益社団法人とかで書いてあります。

もう一つお伺いします。私のところに連絡があったのは、こういった発言があったかどうか確かめの電話があったのが午後7時です。議事録ができる前にこういった問い合わせがありました。今、休憩時間に本人に、あなたにも聞いたかと、ほかの人にも聞いたような発言をしました。ほかに聞いておられませんか。それもしよかったら教えてください。答える必要がないということだったら答えられなくても結構です。どっちでもいい。

○議長（笠原良一君） 誰かですね、隊友会を指したと、高山さんですか、に言いましたかというような。

○7番（上田健一君） いえ、私は知りません。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（笠原良一君） なければこれで質疑を終わります。

[「議長、退席いたしますので理由を述べさせてもらってよろしいでしょうか」と呼ぶ者あり]

○議長（笠原良一君） はい。

○12番（片山裕治君） 理由を述べさせていただきます。この辞職勧告決議、理由についても納得がいきませんし、議長裁決による請願書が採択されたことは、議長の中立・公平・平等の立場からすると、非常に疑問を感じる次第であります。本来なら江寄議員の辞職勧告決議は出るはずはないと思います。町民の方々もこのような議員間の問題にはあきれておられます。

また、今朝、議会前の協議会の中で、議長より議会解散の発言もあり、私は同感いたしました。再度、町民の皆さんの真意を問うためにも、議員定数を12名に削減し、議会を解散すべきだと思います。今回の辞職勧告決議は、議員間の問題でもあります。この議案について採決には参加したくないと思いますのが理由です。

○議長（笠原良一君） 座とってください。特別な理由がなくては退場できませんので。

ちょっと休憩してください。

休憩します。

-----○-----

休憩 午後4時52分

再開 午後4時53分

-----○-----

○議長（笠原良一君） 休憩を解いて、休憩前に引き続き会議を開きます。

[「議長、退席してよろしいでしょうか」と呼ぶ者あり]

○議長（笠原良一君） いや、認めません。

これから討論を行います。討論はありませんか。吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 先ほど請願のときにも言いましたが、私は、今回の発言をもって江寄悟議員を辞職勧告するのには反対であります。

全員協議会の中で、しかもそこで謝罪、訂正を求めたことは、今の審議の中でわかったことだと思います。全員そういうのは認めています。だからこそ懲罰動議も出さなかった。あとで言われて思い出して、テープをおこして問題発言を取り上げるというのはおかしいと思います。

訂正をしたと、取消しを求めたというならば、本来その部分は載っていないというのが本当だと私は思います。

また、片山議員も言われましたが、議長のとるべき態度についても私は反対の理

由にしたいと思います。

地方自治法は、議長は議員として議決に加わる権利を有しない、地方自治法第116条第2項と定めています。議長はこのように表決権は持っていません。なぜか、中立・公平の原則から私はこれが出ていると思います。ただし、同数の場合、決めることができるんだということでもあります。そのとおりです。

しかし、議長はその職務を遂行するに当たって、常に中立・公平の立場でなければならないと思います。中立・公平に疑念を抱かせるようなことは、してはいけないというふうに思うわけであります。現状を変えない、私はこの立場に議長は立っていただきたいというふうに思います。

今回採決されれば、また同じように議長裁決になります。そのことを強く申し述べて、反対討論といたします。

○議長（笠原良一君） 三浦議員。

○1番（三浦賢治君） 私は、賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど来も、私はまだ済んでいないということを吉川議員にも申し上げました。それはなぜかといいますと、まだ謝罪もしていない。議長からも謝罪をしなさいということもございましたが、それでも謝罪はしていないということ。それと今、私はここで言っていないということを証明しますということも言われましたけども、まだまだ全然謝罪もないのに、何も無いということは私はないと思います。

そして、先ほども上田健一議員からもありましたように、ちゃんと隊友会を指しておられるということは、明らかでございます。江崎議員も、言葉については、やっぱり慎重にやっていただきたいというふうに思っておりますので、私は、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（笠原良一君） ほかに。はい。

○12番（片山裕治君） 私は、反対の立場で発言いたします。

議長がただいま申されました。議長は、議会の正常化を本当に凶るという姿勢がありましたら、議長の判断をしっかりした方向で、反対というような方向でお願いして、私は、反対の立場で発言いたします。

○議長（笠原良一君） ほかに、有田議員。

○11番（有田芳人君） この問題については、議会の問題をいわゆる一般に流したと。これが私は非常に問題になるというようなことで、実は、この問題については、結局もう一回せにゃならん。これはお互いにですね、議員が議員の足を引っ張る、こういうことではですね、なかなかこれは議会の運営はうまくいかない。

ということは、いわゆる議員の改革まで今度は約束させられて、ぴしゃっと特別委員会をつくっとるわけです。それにもしかけてまだでんやるかて。私は、こうい

うことではいかんと思ひまして、反対を唱えます。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。上田議員。

○6番（上田俊孝君） 私は、賛成の立場で討論いたします。

先ほど江寄議員は、ほかの議員さんも謝罪しとると言われますけど、謝罪してないんです。12月13日のときを私は思い起こしますと、「どこの馬の骨かわからん」という発言をなさって、坂本議員が注意されました。そして、「ああ、それはすみません坂本議員」と言われた経過の中で、坂本議員が、「私に謝ってもいかんとですよ」と、「私じゃないでしょう」という形の内容が正解です。

それと、さっきの議論ですけど、江寄議員は、隊友会は指してないと言われますけど、確認学習会の中でも隊友会を指してるという議論の方が圧倒的に多かったです。ですから、謝罪もしてない、謝ってないんですよ。これが私は事実と私は認識しております。

よって、江寄議員の議員辞職勧告を賛成いたします。

○議長（笠原良一君） もうありませんね。これで討論を終わります。

これから発議第3号、氷川町議会議員江寄悟君に対する議員辞職勧告決議案を、起立により採決します。

本決議案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 採決の結果、賛成・反対同数です。したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本件に対して裁決いたします。

発議第4号、氷川町議会議員江寄悟君に対する議員辞職勧告決議案は、議長は可決と裁決します。

江寄議員の入場を求めます。

（江寄悟議員 入場）

-----○-----

日程第14 氷川町農業委員会委員の推薦について

○議長（笠原良一君） 日程第14、氷川町農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

お諮りします。議会推薦の農業委員の人数は3人としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 異議なしと認めます。したがって、議会推薦の農業委員の人数は、3人とすることに決定しました。

お諮りします。推薦の方法につきましては、指名推選により行いたいと思いま

す。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（笠原良一君） 異議なしと認めます。よって、推薦の方法は、指名推選の方法によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法は、議長において指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（笠原良一君） 異議なしと認めます。よって、指名の方法は、議長において指名することに決定しました。

議会推薦の農業委員に、坂本悦男議員、永田義昭議員、及び氷川町立神の本田智恵子さんの3名を指名したいと思います。

地方自治法第117条の規定によって、坂本議員の退場を求めます。

（坂本悦男議員 退場）

○議長（笠原良一君） お諮りします。氷川町農業委員会委員に、坂本悦男議員を推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（笠原良一君） 異議なしと認めます。よって、坂本悦男議員を、氷川町農業委員会委員に推薦することに決定しました。

坂本議員の入場を求めます。

（坂本悦男議員 入場）

○議長（笠原良一君） 次に、永田義昭議員の退場を求めます。

（永田義昭議員 退場）

○議長（笠原良一君） お諮りします。氷川町農業委員会委員に、永田義昭議員を推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（笠原良一君） 異議なしと認めます。よって、永田義昭議員を氷川町農業委員会委員に推薦することに決定しました。

永田義昭議員の入場を求めます。

（永田義昭議員 入場）

○議長（笠原良一君） お諮りします。氷川町農業委員会委員に本田智恵子さんを推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（笠原良一君） 異議なしと認めます。よって、本田智恵子さんを氷川町農業委員会委員に推薦することに決定しました。

-----○-----

日程第15 氷川町議会広報調査特別委員会委員の指名について

- 議長（笠原良一君） 日程第15、氷川町議会広報調査特別委員会委員の指名についてを議題とします。

お諮りします。氷川町議会広報調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、三浦賢治議員、上田俊孝議員、坂本悦男議員、永田義昭議員の4名を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（笠原良一君） 異議なしと認めます。したがって、氷川町議会広報調査特別委員会委員は、三浦賢治議員、上田俊孝議員、坂本悦男議員、永田義昭議員の4名を選任することに決定しました。

-----○-----

日程第16 議員派遣の件

- 議長（笠原良一君） 日程第16、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（笠原良一君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第17 文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査の申し出について

- 議長（笠原良一君） 日程第17、文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。

文教厚生常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました学校図書館の蔵書整備・充実に関する陳情について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（笠原良一君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第18 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

- 議長（笠原良一君） 日程第18、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出につ

いてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（笠原良一君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（笠原良一君） これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成24年第3回氷川町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後5時07分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日 氷川町議会議員 笠原良一

平成 年 月 日 氷川町議会議員 三浦賢治

平成 年 月 日 氷川町議会議員 田中照男